

第	号
保管業務廃止等命令書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 印	
銃砲刀剣類所持等取締法	第10条の8第3項 第10条の8の2第3項の規定により、以下のとおり
猟銃等 クロスボウ	の保管の業務を廃止 停止することを命ずる。
保管業者	名 称
	所 在 地
命 令 の 内 容	
業 務 の 廃 止 又 は 停 止 を 命 ず る 理 由	

備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。